別表四の表中

（ふりがな） 法　人　名

を

（ふりがな） 法　人　名	
法人番号	

に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表一の表の改正規定、別表三の表の改正規定及び別表四の表の改正規定並びに次項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

2　改正後の地方法人税法施行規則別表一及び別表三（同表の表の「法人番号」の欄に係る部分に限る。）の書式は、平成二十八年一月一日以後に開始する課税事業年度に係る地方法人税について適用し、同日前に開始した課税事業年度に係る地方法人税については、なお従前の例による。

○財務省令第四十八号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第七号及び第八号並びに第十一条並びに租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成二十二年政令第六十七号）第二条第二号、第十二号及び第二十一号の規定に基づき、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月十五日　　財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（平成二十二年財務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号中「第三項まで、第六項、第七項又は第九項」を「第四項まで」に改め、「（同条第一項から第三項まで、第六項又は第七項の規定を措置法第四十二条の四の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「法人税の額」を「調整前法人税額（同条第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この条において同じ。）」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号から第八号までを削り、同条第九号ロ中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第三号とし、同条第十号を削り、同条第十一号ロ中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第四号とし、同条第十二号及び第十三号を削り、同条第十四号中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第五号とし、同条第十五号を削り、同条第十六号ロ中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十七号ロ中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　措置法第四十二条の十二第一項又は第二項の規定　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ　措置法第四十二条の十二第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

法人税額から控除される金額（措置法第四十二条の十三第一項の規定の適用がある場合には、同項後段の規定により同項に規定する法人税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額を控除した金額）

ロ　措置法第四十二条の十二第二項の規定　同項の規定により各事業年度の所得に対する調整前

第二条第十八号中「第四十二条の十二第一項」を「第四十二条の十二の二第一項から第三項まで」に、「同項の」を「これらの」に、「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十九号を削り、同条第二十号ロ中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第十号とし、同条第二十一号中「（平成二十六年改正法附則第八十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第二十二号ロ中「法人税の額」を「調整前法人税額」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第二十三号から第二十五号までを十号ずつ繰り上げ、同条第二十六号を削り、同条第二十七号を同条第十六号とし、同条第二十八号中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第二十九号を同条第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

十九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下この条及び第四条において「平成二十六年改正法」という。）附則第八十四条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十六年旧措置法」という。）第四十五条第二項の規定　同項に規定する特別償却限度額

二十　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条及び第四条において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十九条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び第四条において「平成二十七年旧措置法」という。）第四十五条第二項の規定　同項に規定する特別償却限度額